

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第209号

令和6年3月12日

メルセデス・ベンツ日本株式会社

代表取締役 上野 金太郎 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「GLA 200 d 4MATIC」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）及び本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」という。）は、課徴金として金5億9912万円を令和6年10月15日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、メルセデス・ベンツ日本は、自己の供給する本件2商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件2商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件2商品の各商品である。

イ(ア) 本件2商品の各商品について、メルセデス・ベンツ日本が前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) a 本件商品①について、メルセデス・ベンツ日本が前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する令和3年9月5日までの間に最後に取引をした日は、令和3年9月3日である。

b メルセデス・ベンツ日本は、本件商品②について、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和4年1月24日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号。以下「景品表示法施行規則」という。）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、メルセデス・ベンツ日本が前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和4年1月24日である。

(ウ) 前記(イ)及び(イ)によれば、本件2商品の各商品について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、景品表示法第8条第2項の規定により、それぞれ、前記(イ)の課徴金対象行為をした期間に当該課徴金対象行為をやめてから前記(イ)の最後に取引した日までの期間を加えた期間となるところ、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件2商品の各商品に係るメルセデス・ベンツ日本の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ メルセデス・ベンツ日本は、本件2商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) メルセデス・ベンツ日本は、本件商品①について、景品表示法施行規則第9条に規定する報告書の提出を行ったが、当該報告書の提出は、前記1の課徴金対象行為に係る景品表示法第9条に規定する報告に該当するものとは認められない。

(3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、メルセデス・ベンツ日本が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件2商品の各商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した5億9912万円である。

よって、メルセデス・ベンツ日本に対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	商品名	課徴金対象行為をした期間	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	本件商品①	令和2年6月25日から 令和3年3月5日までの間	令和2年6月25日から 令和3年9月3日までの間	19,545,513,850	586,360,000
2	本件商品②	令和3年4月5日から 令和3年8月31日までの間	令和3年4月5日から 令和4年1月24日までの間	425,419,020	12,760,000

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」という。）は、千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1に本店を置き、自動車及びそれらの構成部品、交換部品の輸出入販売並びにアフターサービス等を営む事業者である。
- 2 メルセデス・ベンツ日本は、「GLA200d 4MATIC」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）及び本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「本件商品②」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件2商品」という。）を自ら又はディーラーを通じて、一般消費者に販売している。
- 3 メルセデス・ベンツ日本は、本件2商品に係る別表1「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) メルセデス・ベンツ日本は、本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「装備品」欄記載のとおりであるかのように示す表示をしていた。
(2) 実際には、本件2商品の装備は、別表1「実際の内容」欄記載のとおりであった。
(3) メルセデス・ベンツ日本は、本件商品①に係る前記(1)の表示について、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品①についての装備に関する認識を打ち消すものではない。

別表 1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
本件商品 ①	令和2年6月25日から同年10月19日までの間	「The new GL A Data Information」と称する冊子（以下「データインフォメーション①」という。）	「Equipment 標準装備」、「<機能装備>」及び「●ダイレクトステアリング」（別添写し1）	「ダイレクトステアリング」と称する機能（以下「ダイレクトステアリング」という。）が標準装備である。	ダイレクトステアリングは標準装備ではなかった。
	令和2年6月25日から同年10月22日までの間	自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション①（以下「ウェブデータインフォメーション①」という。）	同上	同上	同上
	令和2年10月11日から同月19日までの間	データインフォメーション①	「Equipment 標準装備」、「<機能装備>」及び「●サンングラスケース」（別添写し1）	サンングラスケースが標準装備である。	サンングラスケースが標準装備ではない車両があった。
	令和2年10月11日から同月22日までの間	ウェブデータインフォメーション①	同上	同上	同上
	令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データインフォメーション①及びウェブデータインフォメーション①	「Equipment 標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブデイスタンسアシスト・ディストロニック（自動再発進機能付*5）」 （別添写し1）	「自動再発進機能」と称する機能（以下「自動再発進機能」という。）が標準装備である。	自動再発進機能は、「ナビゲーションパッケージ」と称するパッケージオプション（以下「ナビゲーションパッケージ」という。）を別途装備しなければ、機能し

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
	令和2年6月25日から同年10月19日までの間	データータイムーション①	「Equipment 標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブステアリングアシスト (アクティブレーンチェンジアシスト、アクティブエマージェンシースト) *6」 (別添写し1)	「アクティブステアリングアシスト (アクティブレーンチェンジアシスト、アクティブエマージェンシースト)」と称する機能 (以下「アクティブステアリングアシスト」という。)が標準装備である。	ないものであった。 アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ、機能しないものであった。
	令和2年6月25日から同年10月22日までの間	ウェブデータータイムーション①	同上	同上	同上
本件商品②	令和3年4月5日から同年8月31日までの間	「The GLA Data Information」と称する冊子 (以下「データータイムーション②」という。) 及び自社ウェブサイトに掲載したデータータイムーション②	「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA200d 4MATIC」、「シャーシ」、「スポーツサスペンション」及び「○」並びに「Options (推奨オプション) モデル別推奨オプション装備」と題する表中で、「○はオプション」、「GLA200d 4MATIC」、「AMGライン」、「スポーツサスペンション」及び「○283, 000<257, 273>」 (別添写し2)	サスペンションは、「スポーツサスペンション」と称するサスペンション (以下「スポーツサスペンション」という。) である。	サスペンションは、スポーツサスペンションではなく、スポーツコンフォートサスペンションと称するサスペンションであった。

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から 令和3年3月5日までの 間	スマートフォン① 及びウェブデーターフォメ ーション①	「*5：ナビゲーションパッケージ（パッケージオプション）を同時装着した場合は、アクテ ィブディスプレイシステム・ディスプレイユニットに『自動再発進機能』が追加装備されます。」 (別添写し1)
令和2年6月25日から 同年10月19日までの 間	スマートフォン①	「*6：ナビゲーションパッケージ（パッケージオプション）を同時装着した場合は、『アク ティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェ ンシーストップアシスト）』が追加装備されます。」 (別添写し1)
令和2年6月25日から 同年10月22日までの 間	ウェブデーターフォメーシ ョン①	同上

別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第 2 1 0 号

令和 6 年 3 月 1 2 日

メルセデス・ベンツ日本株式会社

代表取締役 上野 金太郎 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第 8 条第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「G L B 2 0 0 d」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）、本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「本件商品②」という。）及び「G L B 2 5 0 4 M A T I C スポーツ」と称する普通自動車（以下「本件商品③」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件 3 商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 3 7 年法律第 1 3 4 号。以下「景品表示法」という。）第 5 条の規定により禁止されている同条第 1 号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」という。）は、課徴金として金 6 億 3 1 8 5 万円を令和 6 年 1 0 月 1 5 日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、メルセデス・ベンツ日本は、自己の供給する本件 3 商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件 3 商品の各商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第 5 条第 1 号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第 8 条第 1 項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件 3 商品の

各商品である。

イ(ア) 本件3商品の各商品について、メルセデス・ベンツ日本が前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞれ、別表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の期間である。

(イ) 本件3商品の各商品について、メルセデス・ベンツ日本が前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、別表「最後に取引をした日」欄記載の日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件3商品の各商品について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、景品表示法第8条第2項の規定により、それぞれ、前記(ア)の課徴金対象行為をした期間に当該課徴金対象行為をやめてから前記(イ)の最後に取引した日までの期間を加えた期間となること、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件3商品の各商品に係るメルセデス・ベンツ日本の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。

エ メルセデス・ベンツ日本は、本件3商品の各商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、それぞれ、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) メルセデス・ベンツ日本は、本件商品②について、景品表示法第9条の規定により、前記1の課徴金対象行為に該当する事実を、不当景品類及び不当表示防止法施行規則(平成28年内閣府令第6号)第9条に定めるところにより消費者庁長官に報告したところ、当該報告は当該課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものではない。

(3) 前記(1)及び(2)の事実によれば、メルセデス・ベンツ日本が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品①及び本件商品③の各商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額と、前記(1)ウの本件商品②の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第9条の規定により、当該額に100分の50を乗じて得た額を減額し、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した6億3185万円である。

よって、メルセデス・ベンツ日本に対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文

のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

番号	商品名	課徴金対象行為をした期間	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
1	本件商品①	令和2年6月25日から 令和3年4月8日までの間	令和3年5月31日	令和2年6月25日から 令和3年5月31日までの間	17,953,179,253	538,590,000
2	本件商品②	令和2年6月25日から 令和3年3月2日までの間	令和3年5月31日	令和2年6月25日から 令和3年5月31日までの間	474,849,911	7,120,000
3	本件商品③	令和2年8月19日から 令和3年3月2日までの間	令和3年7月19日	令和2年8月19日から 令和3年7月19日までの間	2,871,624,715	86,140,000

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 メルセデス・ベンツ日本株式会社（以下「メルセデス・ベンツ日本」という。）は、千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1に本店を置き、自動車及びそれらの構成部品、交換部品の輸出入販売並びにアフターサービス等を営む事業者である。
- 2 メルセデス・ベンツ日本は、「GLB200d」と称する普通自動車（以下「本件商品①」という。）、本件商品①に係る「AMGライン」と称するパッケージオプション（以下「本件商品②」という。）及び「GLB250 4MATIC スポーツ」と称する普通自動車（以下「本件商品③」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）を自ら又はディーラーを通じて、一般消費者に販売している。
- 3 メルセデス・ベンツ日本は、本件3商品に係る別表1「表示媒体」欄記載の表示媒体の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) メルセデス・ベンツ日本は、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「装備品」欄記載のとおりであるかのように示す表示をしていた。
 - (2) 実際には、本件3商品の装備は、別表1「実際の内容」欄記載のとおりであった。
 - (3) メルセデス・ベンツ日本は、本件商品①に係る前記(1)の表示について、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品①についての装備に関する認識を打ち消すものではない。

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
本件商品 ①	令和2年6月25日から令和3年4月8日までの間	「The new GL B Data Information」と称する冊子（以下「データインフォメーション」という。）	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●ダイレクトステアリング」（別添写し1）	「ダイレクトステアリング」と称する機能（以下「ダイレクトステアリング」という。）が標準装備である。	ダイレクトステアリングは標準装備ではなかった。
	令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同月18日から令和3年4月5日までの間	自社ウェブサイトに掲載したデータインフォメーション（以下「ウェブデータインフォメーション」という。）	同上	同上	同上
	令和2年6月25日から同年9月16日までの間	データインフォメーション及びウェブデータインフォメーション	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●オフロードエンジニアリングパッケージ」（別添写し1）	「オフロードエンジニアリングパッケージ」と称する複数の機能がパッケージになっているもの（以下「オフロードエンジニアリングパッケージ」という。）が標準装備である。	オフロードエンジニアリングパッケージは標準装備ではなかった。
	令和2年7月22日から同年10月2日までの間	データインフォメーション	「Equipment 全モデル共通標準装備」、「<機能装備>」及び「●サンングラスケース」（別添写し1）	サンングラスケースが標準装備である。	サンングラスケースが標準装備ではない車両があった。

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
	令和2年7月22日から同年10月22日までの間	ウェブデータータイムフォーメーション	同上	同上	同上
	令和2年6月25日から令和3年3月5日までの間	データータイムフォーメーション	「E q u i p m e n t 全モデル共通標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブデイスタンスアシスト・デイストロニック（自動再発進機能付* ¹ ）」 (別添写し1)	「自動再発進機能」と称する機能（以下「自動再発進機能」という。）が標準装備である。	自動再発進機能は、「ナビゲーションパッケージ」と称するパッケージオプション（以下「ナビゲーションパッケージ」という。）を別途装備しなければ、機能しないものであった。
	令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同月18日から令和3年3月5日までの間	ウェブデータータイムフォーメーション	同上	同上	同上
	令和2年6月25日から同年12月28日までの間	データータイムフォーメーション	「E q u i p m e n t 全モデル共通標準装備」、「<セーフティ>」及び「アクティブステアリングアシスト（アクティブブレーキエンジニアシングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）* ² 」	「アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップ」	アクティブステアリングアシストは、ナビゲーションパッケージを別途装備しなければ

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
			(別添写し1)	アシスト)」と称する機能（以下「アクティブステアリングアシスト」という。）が標準装備である。	ば、機能しないものであった。
	令和2年6月25日から同年12月11日までの間及び同月18日から同月28日までの間	ウェブデータータイムフォーメーション	同上	同上	同上
	令和2年6月25日から同年12月2日までの間	「The new GL B」と称するカタログ（以下「カタログ」という。）	「ウインカーを点滅させるだけで車線変更できるアクティブレーンチェンジングアシスト 移動したい車線側の方向へウインカーを点滅させるだけで、自動で車線変更。高速道路での追い越しなどが簡単に行えます。＜全車標準装備＞」及び「もしもの場合に、クルマを安全に停止させるアクティブエマージェンシーストップアシスト 一定時間以上両手がステアリングから離れているのをシステムが検知すると、警告音が鳴り、ドライバールイバーが反応しない場合は、さらに警告音を鳴らしながら、緩やかに減速して完全に停止します。＜全車標準装備＞」 (別添写し2)	同上	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
	令和2年6月25日から同年10月22日までの間	自社ウェブサイトに掲載したカタログ（以下「ウェブカタログ」という。）	同上	同上	同上
本件商品②	令和2年7月22日から同年12月18日までの間	データータイムーション	・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「シャーシ」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー〔フロント〕」及び「○」 ・「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「AMGライン」、「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー〔フロント〕」及び「○280, 000<254, 546>」（別添写し1）	「Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー」と称するブレーキキャリパー（以下「ロゴ付きキャリパー」という。）が含まれている。	ロゴ付きキャリパーが装備されていない車両があった。
	令和2年7月22日から同年12月11日までの間	ウェブデータータイムーション	同上	同上	同上
	令和2年7月22日から同年12月18日までの間	カタログ	ロゴ付きキャリパーを装着した本件商品①の写真と共に、「パッケージオプション」、「よりアグレッシブで先進的な個性を主張するAMGライン」及び「●Mercedes-Benzロゴ付ブレーキキャリパー〔フロント〕」	同上	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
			ント]」 (別添写し2)		
	令和2年7月22日から同年12月11日まで の間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上	同上	同上
	令和2年7月22日から同年12月18日までの間	カタログ	「ドリルドベンチレーテッドディスク」と称するベンチレーテッドディスク（以下「ドリルドベンチレーテッドディスク」という。）を装着した本件商品①の写真と共に、「パッケージオプション」及び「よりアグレッシブで先進的な個性を主張するAMGライン」 (別添写し2)	ドリルドベンチレーテッドディスクが含まれている。	ドリルドベンチレーテッドディスクが装備されている車面があった。
	令和2年7月22日から同年12月11日まで の間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上	同上	同上
	令和2年6月25日から同年12月18日までの間	データインフォメーション	・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB200d」、「シヤーシ」、「スポーツコンフォ	「スポーツコンフォートサスペンション」と称するサスペンション（以下「スポーツコンフォート	スポーツコンフォートサスペンションは含まれていなかった。

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
			ートサスペンション」及び「○」 ・「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「○はオプション」、「GLB 200d」、「AMGライン」、「スポーツコンパクトサスペンション」及び「○280,000<254,546>」 (別添写し1)	サスペンション」という。)が含まれている。	
	令和2年6月25日から同年12月11日までの間	ウェブデータータイムフォーメーション	同上	同上	同上
本件商品③	令和2年8月19日から同年12月18日までの間	データータイムフォーメーション	・「Equipment」及び「モデル別標準・オプション装備」と題する表中において、「●は標準装備」、「GLB 250 4MATICスポーツ」、「シャーシ」、「Mercedes-Benz ロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「●」 ・「Options（推奨オプション）モデル別推奨オプション装備」と題する表中において、「●は標準装備」、「GLB 250 4MATICスポーツ」、「AMG ライン」、「Mercedes-Benz ロゴ付ブレーキキャリパー [フロント]」及び「●」 (別添写し1)	ロゴ付きキャリパーが標準装備である。	ロゴ付きキャリパーが装着されていない車両があった。

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
	令和2年8月19日から同年12月11日までの間	ウェブデーターインフレーション	同上	同上	同上
	令和2年8月19日から同年12月18日までの間	カタログ	ロゴ付きキャリパーを装着した本件商品③の写真 (別添写し2)	同上	同上
	令和2年8月19日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上	同上	同上
	令和2年8月19日から同年12月18日までの間	カタログ	ドリルドベンチレーテッドディスクを装着した本件商品③の写真 (別添写し2)	ドリルドベンチレーテッドディスクが標準装備である。	ドリルドベンチレーテッドディスクが装備されていない車両があった。
	令和2年8月19日から同年12月11日までの間及び令和3年2月11日から同年3月2日までの間	ウェブカタログ	同上	同上	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	装備品	実際の内容
	令和2年8月1 9日から同年1 0月2日までの 間	スマートフォン	「E q u i p m e n t 全モデル共通標準装 備」、「<機能装備>」及び「●サンガラス ケース」 (別添写し1)	サンガラスケースが標 準装備である。	サンガラスケース が標準装備でない 車両があった。
	令和2年8月1 9日から同年1 0月22日まで の間	ウェブデータインフォメ ーション	同上	同上	同上

別表2

表示期間	表示媒体	表示内容
令和2年6月25日から 令和3年3月5日までの 間	データインフォメーション	「※1：ナビゲーションパッケージ（パッケージオプション）を同時装着した場合は、アクティブディスプレイシステム・ディスプレイユニットに『自動再発進機能』が追加装備されます。」 (別添写し1)
令和2年6月25日から 同年12月11日までの 間及び同月18日から令 和3年3月5日までの間	ウェブデータインフォメ ーション	同上
令和2年6月25日から 同年12月28日までの 間	データインフォメーション	「※2：ナビゲーションパッケージ（パッケージオプション）を同時装着した場合は、『アクティブステアリングアシスト（アクティブレーンチェンジングアシスト、アクティブエマージェンシーストップアシスト）』が追加装備されます。」 (別添写し1)
令和2年6月25日から 同年12月11日までの 間及び同月18日から同 月28日までの間	ウェブデータインフォメ ーション	同上
令和2年6月25日から 同年10月2日までの間	カタログ	・「※車両が高速道路上と認識している場合のみ作動します。レーダーセーフティパッケージ及びナビゲーションパッケージ装着時にご利用いただける機能です。」 ・「※レーダーセーフティパッケージ及びナビゲーションパッケージ装着時にご利用いただける機能です。」 (別添写し2)
令和2年6月25日から 同年10月22日までの 間	ウェブカタログ	同上